

北海道指導農業士認定要綱

(平成 5年 3月31日付け農改第2270号 北海道農政部長通知) [制 定]

(平成 8年10月30日付け農改第1564号 北海道農政部長通知) [一部改正]

(平成 9年12月 3日付け農改第1272号 北海道農政部長通知) [一部改正]

(平成22年10月 5日付け経営第 715号 北海道農政部長通知) [一部改正]

(平成28年 6月16日付け経営第 517号 北海道農政部長通知) [一部改正]

(平成30年 3月26日付け経営第1766号 北海道農政部長通知) [一部改正]

第1 趣 旨

本道農業の発展と地域社会の活性化を図る上で、高度な生産技術力や経営・生活管理能力等を備えた意欲あふれる担い手を広範に確保・育成することが重要である。

そのためには、魅力ある農業・農村づくりを基本としながら、優れた農業者が次代の農業の担い手となる者に対し、実践的な研修等を通じて農業経営や農村生活についての知識や技術を習得させることが必要である。

このような観点から、次代の農業の担い手として積極的な意欲と能力を有する者の育成指導や地域農業の振興等に対する助言、協力を行う優れた農業者を「北海道指導農業士」（以下「指導農業士」という。）として認定し、その活動を助長するものとする。

第2 指導農業士の役割

指導農業士は、農業の担い手になろうとする者の研修受入・指導・助言を行うとともに、道、市町村、農業協同組合等が行う次の事項について協力を努めるものとする。

- 1 農業の担い手の育成・確保に関すること
 - (1) 新規就農希望者の研修受入及び新規就農者の定着の促進に関すること
 - (2) 女性農業者や青年農業者等への活動支援、及び資質向上に関すること
- 2 地域農業の振興、農村生活の向上に関すること

第3 認定要件

指導農業士の認定は、次に掲げる要件に該当する者に対して行うものとする。

- 1 道内で現に農業に従事しているおおむね40歳以上の者で、個人経営にあっては経営主、又はその配偶者等、農地所有適格法人にあっては当該法人の構成員として農業経営を主体的に担っている者
- 2 高度な生産技術力、経営・生活管理能力を有し、農業経営や農村生活の成果がその地域の水準以上である者

- 3 次代の農業の担い手育成に強い熱意と指導性を有するとともに、研修生の受入れ及び適切な指導が可能である者
- 4 地域農業の振興や農村生活の向上に対する貢献度及び社会的信頼度が高い者

第4 認定手続

指導農業士の認定は、次の手続により行うものとする。

1 推 薦

- (1) 知事は、市町村長に対し、第3の認定要件に該当すると認められる者について、推薦を依頼する。
- (2) 市町村長は、(1)の該当者の氏名を農業改良普及センター管内の指導農業士会に通知することとする。
- (3) 市町村長は、(1)の該当者について、北海道指導農業士認定候補推薦書（別記第1号様式、以下「推薦書」という。）に北海道指導農業士認定候補概要書（別に農業経営課長が定める様式）及び次の関係書類を添付して知事に提出するものとする。
 - ア 北海道指導農業士認定候補に関する意見書（別記第2号様式）
 - イ 北海道指導農業士認定候補者推薦同意書（別記第3号様式）

2 選 考

- (1) 知事は、推薦のあった者の中から指導農業士を選考するに当たり、毎年度開催する「北海道指導農業士・農業士制度推進会議」（以下「推進会議」という。）において有識者等の意見を聞くものとする。

なお、知事は、意見を聞くに当たって、推薦書及び1の(3)に掲げる関係書類を提示するものとする。
- (2) 知事は、関係書類による審査のほか、推進会議における意見を踏まえた上で、必要に応じて現地調査を実施し、指導農業士として適格と認められる者を選考する。

3 認 定

知事は、前項により選考した者を指導農業士として認定し、その称号を付与するとともに、認定証（別記第4号様式）を交付する。

第5 認定の解除

知事は、指導農業士が、次に掲げる事項に該当する場合は、推進会議において有識者等の意見を聞いた上で、認定を解除することができる。

- 1 離農又は死亡した場合
- 2 社会的、道義的に指導農業士としてふさわしくない行為があった場合
- 3 健康上の理由等により、指導農業士から辞退届の提出があった場合

第6 認定後の措置

知事は、指導農業士の一層の資質向上を図るため、研修の実施や資料の配布などを行うほか、関係機関・団体との連携の上、その活動の助長に努めるものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。